

議案第18号

八幡浜市地番整理事業の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

標記条例を次のように制定する。

令和4年2月28日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市地番整理事業の実施に伴う関係条例の整理に関する条例
(八幡浜市立学校設置条例の一部改正)

第1条 八幡浜市立学校設置条例(平成17年条例第88号)の一部を次のよう
に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線
で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2		別表第2	
学校名	位置	学校名	位置
八幡浜市立 愛宕中学校	八幡浜市 <u>愛宕335番地1</u>	八幡浜市立 愛宕中学校	八幡浜市 <u>字西海寺325番地</u>
(略)		(略)	

(八幡浜市墓地条例の一部改正)

第2条 八幡浜市墓地条例(平成17年条例第159号)の一部を次のように改
正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線
で示すように改正する。

改正後		改正前	
(設置) 第2条 本市に次のとおり墓地を設置する。		(設置) 第2条 本市に次のとおり墓地を設置する。	
名称	位置	名称	位置
八幡浜市 愛宕山墓地	八幡浜市 <u>海望園180番地1</u> (1号地 <u>から3号地まで</u>)	八幡浜市 愛宕山墓地	八幡浜市 <u>ヨコウラ198番地</u> (1号地 <u>～3号地</u>)
	八幡浜市 <u>大門302番地1</u> (4号地)		八幡浜市 <u>ツヲ302番地2</u> (4号地)

八幡浜市 西海寺墓地	八幡浜市 <u>愛宕山 3 9 5 番地 2</u>	八幡浜市 西海寺墓地	八幡浜市 <u>西海寺 3 9 5 番地</u>
(略)		(略)	
八幡浜市 大平名坂墓地	八幡浜市大平 1 番耕地 4 4 7 番地 2 (1号地 <u>から 3 号地ま で</u>)	八幡浜市 大平名坂墓地	八幡浜市大平 1 番耕地 4 4 7 番地 2 (1号地 <u>～ 3 号地</u>)
	八幡浜市大平 1 番耕地 4 4 8 番地 1 (4号地 <u>から 8 号地ま で</u>)		八幡浜市大平 1 番耕地 4 4 8 番地 1 (4号地 <u>～ 8 号地</u>)

(八幡浜市駐車場条例の一部改正)

第 3 条 八幡浜市駐車場条例（平成 1 7 年条例第 1 7 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1			別表第 1		
名称	位置	(略)	名称	位置	(略)
(略)			(略)		
八幡浜市 新町西駐車場	八幡浜市 <u>仲之町 4 3 3 番地 9</u>	(略)	八幡浜市 新町西駐車場	八幡浜市 <u>字新町 4 3 3 ・ 4 3 4 番地 9</u>	(略)
(略)			(略)		

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

八幡浜市地番整理事業の実施により、字の区域及び名称を新たに画し、並びに字の名称を廃止することに伴い、所要の改正を行うため。